

日本下水道事業団法施行令の一部を改正する政令案参照条文

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）

（資本金）

第四条（略）

2～5（略）

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（業務）

第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三（略）

四 二以上の地方公共団体の終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うこと。

五 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うこと。

六～九（略）

2～4（略）

第三十七条（略）

2 政府は、前項に定めるもののほか、第二十六条第一項第四号に掲げる業務に要する費用について、予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第三十四条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、補助することができる。

第四十六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十六号）（抄）
（略）

第二十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(略)

第三十七条第二項を削る。

(略)

第四十六条中「国の行政機関」を「地方公共団体」に改める。

(略)

附則第二項から第五項までを次のように改める。

(業務の特例)

2 事業団は、日本下水道事業団法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十六号)の施行の際現に事業団が設置している同法による改正前の第二十六条第一項第四号に掲げる業務に係る施設のすべてを地方公共団体に譲渡するまでの間、第二十六条第一項の業務のほか、同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

3 前項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、政府は、第三十七条に定めるもののほか、同項に規定する業務(附帯する業務を除く。)に要する費用について、予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第三十四条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、補助することができる。

(略)

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)(抄)

第二十五条 登記八法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ嘱託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

2 (略)

第三十条 官有不動産又ハ地方公共団体ノ所有ニ係ル不動産ニ関スル権利ニ付キ為スヘキ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁若クハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第三十一条 官庁又ハ公署力不動産ニ関スル権利ヲ取得シタルトキハ其ノ権利ニ付キ為スヘキ登記ハ其官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ変更又ハ処分ノ制限ニ付キ為スヘキ登記ハ官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ職権ヲ以テ、登記義務者ナルトキハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス但官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ登記義務者ノ承諾書ヲモ添附スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ消滅ノ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第三十五条 (略)

(略)

官庁ノ所管ニ属スル不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ嘱託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ハ第一項第五号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第六十一条 官庁又ハ公署力登記権利者ノ為メニ登記ヲ嘱託シタル場合ニ於テ登記所ヨリ登記済証ノ還付ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ登記権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第六六条 (略)

官庁又ハ公署力起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第六四十八条 第六六条ノ規定ハ土地又ハ建物ニ関スル所有権以外ノ権利ノ収用ニ因ル権利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス
(略)

船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十号)(抄)

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二条乃至第七条、第九条乃至第十三条、第十九条乃至第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十八条ノ二乃至第三十五条、第三十八条乃至第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条乃至第四十八条、第四十九条第一号乃至第九号及ビ第十一号、第五十一条第二項及ビ第三項、第五十二条乃至第五十五条、第五十六条第一項前段、第五十七条乃至第五十九条、第五十九条ノ二第三項、第六十条乃至第六十一条、第六十二条乃至第六十六条、第六十七條前段、第六十八条乃至第七十七条、第五五条、第六八条乃至第一百十條ノ十二、第一百十七條、第一百十九條乃至第一百十九條ノ八、第一百二十條乃至第一百二十五條、第一百二十六條第一項乃至第三項、第一百二十七條、第一百二十八條第一項、第二項前段及ビ第三項、第一百三十二條、第一百三十四條、第一百三十五條、第一百三十五條ノ二、第一百四十一条乃至第一百四十五条、第一百四十六條第一項前段、第一百四十六

条ノ二乃至第四百四十六条ノ五、第四百四十七条並ニ第四百四十九条乃至第五百七十七条ノ二ノ規定ハ船舶ノ登記ニ之ヲ準用ス

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第十四項までの規定に定めるところによる。

2 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この条において「国の機関の長等」という。）は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、前項の確認済証の交付を受けた後でなければならないことができない。

5 国の機関の長等は、当該工事を完了した場合には、その旨を、工事が完了した日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

6 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合には、建築主事等は、その通知を受けた日から七日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第七条の五に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあつては、第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

7 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたとときは、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。

8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

11 第七条の三第六項の規定により特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

12 建築主事等は、第九項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第六項又は第九項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

13 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第七項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

14 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第九条第一項、第十条第一項又は第九十条の二第一項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する機関の長に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置を採るべきことを要請しなければならない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、

第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(建築設備への準用)

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項を除く。)、第六条の二、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第十四項を除く。)、及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースクール、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。))については、第三条、第六条(第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。)、第六条の二、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八条から第十一条まで、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条(第十三項を除く。)、第二十条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分、第三十七条、第四十条、第三章の二(第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十三項の規定を準用する。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条(第八項から第十二項までを除く。)、第四十八条から第五十一条まで、第六十八条の二第一項、第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項、第八十六条の七中第四十八条第一項か

ら第十二項までに関する部分、第八十七条第二項及び第三項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に関する部分、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 第三条、第八条から第十三条まで並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

4 (略)

(工事現場の危害の防止)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第三条第二項及び第三項、第九条(第十三項及び第十四項を除く。)、第九条の二、第九条の三(設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。)並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)

(事業の準備のための立入権)

第十一条 第三条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある場合において、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2、4 (略)

(証票等の携帯)

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証(起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。)を携帯しなければならない。

2、4 (略)

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七条 事業が次の各号の一に掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二丁四（略）

2・3（略）

（土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取）

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 事業の施行について関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

（替地による補償）

第八十二条（略）

2丁4（略）

5 第三項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定したものの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認めるものがあるときは、その譲渡のあつ旋を収用委員会に申請することができる。

6 前項の規定による申請があつた場合において、収用委員会は、その申請を相当と認めるときは、国又は地方公共団体に対し、替地として相当と認めるものの譲渡を勧告することができる。

7（略）

（耕地の造成）

第八十三条（略）

2（略）

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならぬ旨の裁決をすることができる。

4丁7（略）

（工事の代行による補償）

第八十四条（略）

2 (略)

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替えるものとする。

(非常災害の際の土地の使用)

第二百二十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2~4 (略)

(手数料)

第二百二十五条 第十八条の規定によつて国土交通大臣に対して事業の認定を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

2 (略)

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第三百三十八条 第十条、第三章、第四章、第五章第二節、第六章(第七十六条及び第八十一条を除く。)、第七章(第一百六条及び第一百七条を除く。)、第八章から第十章まで及び第三百三十六条の規定は、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。但し、左の各号に掲げる場合においては、第六章及び第七章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五条第一項第一号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項若しくは第三項に掲げる権利又は第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第八十二条及び第八十三条

二 第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第七十二条、第八十二条、第八十三条、第一百一条から第一百二条の二まで及び第一百五十五条

2・3 (略)

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)(抄)

(適用の除外)

第七十八条 この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

2 (略)

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)

(国の行う都市公園の占用の特例)

第九条 郵便その他国の行う事業のため、第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合には、国と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

(公園予定地等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十八条の二及び前条の規定は、当該土地(以下「公園予定地」という。)又は当該公園予定地に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。

4・5 (略)

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)(抄)

(国に関する特例)

第五十六条 国の機関が行なう行為については、第十七条第三項、第十八条第三項又は第十八条の二第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 (略)

3 国の機関は、第十七条第六項から第八項まで、第十八条第六項若しくは第七項、第十八条の二第六項若しくは第七項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつ

ては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。（協議等）

第六十六条（略）

2 都道府県が第六十条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第五十六条の規定の例による。

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）（抄）

（国又は都道府県の特例）

第十一条 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項の許可があつたものとみなす。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（嘱託登記等の場合の納付）

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

一（三）（略）

四 国、都道府県、指定都市等、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為

五（十一）（略）

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一（略）

二 前項第三号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3（略）

（変更の許可等）

第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2（5）（略）

（開発許可を受けた土地における建築等の制限）

第四十二条（略）

2 国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもち、前項ただし書の規定による許可があ

つたものとみなす。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 国又は第二十九条第一項第四号に規定する地方公共団体若しくは港務局が行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 二六 (略)

2 (略)

(建築等の制限)

第五十二条の二 (略)

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(建築の許可)

第五十三条 (略)

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(建築等の制限)

第五十七条の三 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第五十二条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

2 (略)

(建築等の届出等)

第五十八条の二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)又は住宅地高度利用地区計画の区域(第十二条の六第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている住宅地高度利用地区計画の区域並びに住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当

該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 国又は地方公共団体が行う行為

四・五 (略)

254 (略)

(遊休土地である旨の通知)

第五十八条の六 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十八条第一項の規定による通知に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地を除く。)が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が千平方メートル以上の一団の土地であること。

二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。

三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

2 (略)

(施行者)

第五十九条 (略)

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4（7）（略）

（事業計画の変更）

第六十三條 第六十條第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第一号法定受託事務として施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならぬ。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2（略）

（建築等の制限）

第六十五條（略）

2（略）

3 第四十二條第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

（報告、勧告、援助等）

第八十條 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2（略）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）

（行為の制限）

第七條（略）

2・3（略）

4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

（都道府県以外の者の施行する工事）

第十三條 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければ

ならない。

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

（国等に関する特例）

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならぬ。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは、同項の規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

（特別地区）

第二十五条（略）

259（略）

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一（略）

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

三（略）

（野生動植物保護地区）

第二十六条（略）

2（略）

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一～三（略）

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものを行うためとする場合

五・六（略）

4 (略)

(海中特別地区)

第二十七条 (略)

2~8 (略)

9 次の各号に掲げる行為については、第三項及び第六項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

三 (略)

(普通地区)

第二十八条 (略)

2~5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

四・五 (略)

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあ

るのは「これら」と読み替えるものとする。

(協議等)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行なう行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)(抄)

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 (略)

2(7) (略)

8 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 (略)

幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)(抄)

(行為の届出等)

第十条 沿道地区計画の区域(沿道地区整備計画が定められている区域に限る。)(内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 国又は地方公共団体が行う行為

四(六) (略)

集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（抄）

（行為の届出等）

第六条 集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二（略）

三 国又は地方公共団体が行う行為

四・五（略）

2）4（略）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（譲渡し等の禁止）

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～五（略）

六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合

七（略）

2（略）

（国等に関する特例）

第五十四条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等しようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等を

しようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができるときに該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（抄）

（特別特定建築物に対する基準適合命令等）

第四条（略）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項又は第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3～5（略）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（行為の届出等）

第三十三条 防災街区整備地区計画の区域（地区防災施設の区域（特定地区防災施設が定められている場合にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画）又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二（略）

三 国又は地方公共団体が行う行為

四〇七（略）

2・3（略）

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）

（事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用）

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一条及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項、第九十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一条第一項中「第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第十一条第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第九十一条」と、「損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

（使用の認可に関する処分を行う機関）

第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が事業者である事業

二 四（略）

2（略）

（関係行政機関の意見の聴取等）

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行うおとす場合において、第十四条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第二項第八号の事業の用に供する者又は申請に係る事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を確知することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 申請に係る事業の施行について関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(手数料)

第三十九条 第十四条の規定によつて国土交通大臣に対して使用の認可を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)(抄)

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)(抄)

第七条 国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料(第二条第二項及び第五条第二項の規定により加算する額を除く。)を納めることを要しない。

都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)(抄)

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村(都の特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。)又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。)に関する都市計画に適合して行う行為とする。(法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為)

第三十七条の二 法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六条の三に規定する行為とする。

文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)(抄)

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 (略)

2) 4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為(当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。)

二 (略)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)(抄)

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第四条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村(都の特別区を含む。)(又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十二条 法第二十六条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村(都の特別区を含む。)(又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再設置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）

第六条 法第二十一条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）（抄）

第三条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

（行政相談委員）

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 （略）

2・3 （略）

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 五 （略）

六 日本下水道事業団

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

一、十八（略）

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ 第十五号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

二十、百（略）

財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）（抄）

（特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等）

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人（次条において「特殊法人等」という。）に対して交付されるものについては、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）（抄）

（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるものの指定）

第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一、七（略）

八 日本下水道事業団

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって

設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

274 （略）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）

（特殊法人等の範囲）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 （略）

二 通信・放送機構及び日本下水道事業団

三 （略）